

# 紀美野町防災会議 議事

議事1 紀美野町地域防災計画の見直しについて

平成30年11月15日



# 紀美野町地域防災計画の見直しの概要

## ■見直しの主な項目

### 1 防災基本計画におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策に基づくもの

【理由】 国の防災基本計画においては、地方公共団体は、災害時において、アスベストの飛散を防止するため解体等工事を行う事業者等への指導・助言のほか、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うこととされており、また、災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、防災基本計画に基づく地域防災計画を作成することが義務付けられていることから、次のとおり見直します。

【箇所】 第2章「災害予防計画」第7節「危険物等災害予防計画」 II-17

第2章「災害予防計画」第7節「危険物等災害予防計画」に、第6項「有害物質漏えい等災害予防計画」を追加する。

#### 第6項 有害物質漏えい等災害予防計画

##### 1 計画方針

災害による有害物質の流出及び石綿の飛散等により、住民の健康被害が生じ、またはそのおそれがある場合の応急対策については、この計画により実施する。対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。

ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）

イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質

なお、事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施し、事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

##### 2 計画内容

###### (1) アスベスト（石綿）飛散応急対策

アスベスト飛散応急対策については、「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき行う。

ア 町は、県が著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、作成したアスベスト台帳の情報を共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。

イ 町及び県は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。

ウ 町は、県が石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定め、作成した「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」を基に、連携した体制を構築する。

エ 町及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿防暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

###### (2) 有害物質流出防止対策

ア 町は、県が有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、作成した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」を基に、県及び事業者と連携した体制を構築する。

イ 町は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し県と情報を共有する。

ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。

エ 町、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

【箇所】 第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第11節「危険物等災害応急対策計画」Ⅲ-1-75

第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第11節「危険物等災害応急対策計画」に、第6項「有害物質漏えい等災害予防計画」を追加する。

第6項 有害物質漏えい等災害応急対策計画

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じる又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画により実施する。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずる恐れのある以下の物質とする。
  - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
  - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定されている有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 計画内容

- (1) 石綿飛散応急対策（上記1-(2)-アの物質）

石綿飛散応急対策については、「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。

  - ア 町は、県と協力してアスベスト台帳に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。
  - イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
  - ウ 町及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。
- (2) 有害物質流出応急対策（上記1-(2)-イの物質）

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に基づき行うものとする。

  - ア 町は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。
  - イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。
  - ウ 町及び県は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。
  - エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、町及び県の協力を得て実施する。
  - オ 事業者は、有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、町及び県等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

【箇所】 第3章「災害応急対策計画」第2編「震災編」第4節「その他の計画」第5項「危険物等災害応急対策計画」Ⅲ-2-31

第3章「災害応急対策計画」第2編「震災編」第4節「その他の計画」第5項「危険物等災害応急対策計画」に、6「有害物質漏えい等災害予防計画」を追加する。

6 有害物質漏えい等災害応急対策計画

地震災害が発生した場合の有害物質漏えい等応急措置は、本計画により実施する。  
なお、有害物質漏えい等応急対策計画の内容等は、第1編第11節第6項「有害物質漏えい等応急対策計画」に定めるものとする。

## 2 防災基本計画における環境配慮の促進に伴うもの

【理由】 国の防災基本計画においては、町村は避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること及び避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努めることとされていることから、次のとおり見直します。

【箇所】 第2章「災害予防計画」第11節「防災救助施設等整備計画」第3項「避難収容体制整備計画」 II-32

第2章「災害予防計画」第11節「防災救助施設等整備計画」第3項「避難収容体制整備計画」の「避難場所及び避難所の指定」における「選定基準」のその他留意すべき事項に次の項目を追加する。

(エ) プライバシーの確保及び衛生面の確保に配慮する。

## 3 和歌山県地域防災計画の見直しに伴うもの

【理由】 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関し、和歌山県が一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と新たに協定を締結したことに伴い、和歌山県防災計画が見直されたことにより見直します。

【箇所】 第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第6節「保健衛生計画」第2項「清掃計画」 III-1-60

第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第6節「保健衛生計画」第2項「清掃計画」を次のように変更する。

(3) ごみ処理〔環境衛生部〕

ア (略)

イ 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ両協会及び同連合会に協力を要請するものとする。

#### 4 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴うもの

【理由】 平成29年11月1日より、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことに伴い、「東海地震に関連する情報」の発表を行わなくなったことにより見直します。

【箇所】 第3章「災害応急対策計画」第2編「震災編」第1節「防災組織計画」2「計画の内容」イ「職員の配置基準」Ⅲ-2-2

第3章「災害応急対策計画」第2編「震災編」第1節「防災組織計画」2「計画の内容」イ「職員の配置基準」の「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に改める。

種別	震度 (紀美野町)	その他	災害対策本部 設置等
警戒体制	・震度4の地震が発生したとき	①南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表されたとき ②副町長が必要と認められたとき	—
配備体制 第1号		・副町長が必要と認められたとき	災害対策 連絡室
配備体制 第2号	・震度5弱あるいは5強の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※)	①災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合で町長が必要と認められたとき ②町長が必要と認められたとき	災害対策 連絡室
災害対策本部 設置体制	・震度6弱以上の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※2)	①紀美野町及び周辺市町の震度が不明である場合 ②気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として紀美野町を発表した場合 ③町内で建物や構造物の倒壊が発生した場合	災害対策 本部

#### 5 その他語句の修正

【箇所】 第2章「災害予防計画」第1編「風水害編」第13節「防災訓練計画」Ⅱ-35

第2章「災害予防計画」第1編「風水害編」第13節「防災訓練計画」の事業計画に、地震及び土砂災害の文言を追加

##### 2 事業計画

##### (1) 総合的防災訓練の実施

町及び県等は、関係機関及び町民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、地震、土砂災害、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

上記のほか、語句等に変更及び誤りがあり修正しました。

#### 6 協定等の新規締結

- 災害用備蓄物資の保管場所使用に関する協定  
(相手先) 和歌山県海草振興局  
(協定日) 平成30年1月30日締結
- 無人航空機による支援協力に関する協定  
(相手先) 都築電機気株式会社 西日本支部  
(協定日) 平成30年3月26日締結

**紀美野町地域防災計画見直し  
【新旧対照表】**

平成30年11月15日

**紀美野町防災会議**

	旧	新
II-1	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 【略】</p> <p>第1項 【略】</p> <p>第2項 砂防防災計画</p> <p>土石流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため、土砂災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実を図り、砂防指定地をはじめ危険箇所では次の方針で災害予防上必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を周知し、災害に備えて警戒避難体制を整備していく。</p> <p>① 荒廃山地からの土砂の生産を抑制するための山腹工事</p> <p>② 流出土砂を抑制し、山脚の固定を図る砂防ダム工事</p> <p>③ 荒廃河川の縦横侵食を防止し、河川の安定を図る床固工・流路工工事</p> <p>④～⑤ 【略】</p> <p>第3項 【略】</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 【略】</p> <p>第1項 【略】</p> <p>第2項 砂防防災計画</p> <p>土石流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため、土砂災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実を図り、砂防指定地をはじめ危険箇所では次の方針で災害予防上必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を周知し、災害に備えて警戒避難体制を整備していく。</p> <p>① 荒廃山地からの土砂の生産を抑制するための山腹工事を<u>県へ要望</u></p> <p>② 流出土砂を抑制し、山脚の固定を図る砂防ダム工事を<u>県へ要望</u></p> <p>③ 荒廃河川の縦横侵食を防止し、河川の安定を図る床固工・流路工工事を<u>県へ要望</u></p> <p>④～⑤ 【略】</p> <p>第3項 【略】</p>
II-2	<p>第4項 地すべり防止計画</p> <p>地すべり災害による被害を未然に防止または軽減するため、緊急度、重要度の高い地域から<u>対策を実施する。</u>また、地すべり災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実を図るとともに、危険箇所については地すべり防止区域への編入を進めるとともに<u>順次実施する予定である。</u></p> <p>第5項 急傾斜地崩壊防止計画</p> <p>がけ崩れ災害から町民の生命を保護するため、法指定並びに急傾斜地崩壊防止<u>工事を実施するとともに、</u>急傾斜地崩壊災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実など、災害予防に必要な措置を講ずる。</p> <p>① 町及び県は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の<u>把握・周知</u>に努める。</p> <p>② 【略】</p> <p>第6項～第8項 【略】</p>	<p>第4項 地すべり防止計画</p> <p>地すべり災害による被害を未然に防止または軽減するため、緊急度、重要度の高い地域から<u>対策の実施を県へ要望する。</u>また、地すべり災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実を図るとともに、危険箇所については地すべり防止区域への編入を進めるとともに<u>順次実施を県へ要望する予定である。</u></p> <p>第5項 急傾斜地崩壊防止計画</p> <p>がけ崩れ災害から町民の生命を保護するため、法指定並びに急傾斜地崩壊防止<u>工事の実施を県に要望するとともに、</u>急傾斜地崩壊災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の充実など、災害予防に必要な措置を講ずる。</p> <p>① 町及び県は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の<u>周知</u>に努める。</p> <p>② 【略】</p> <p>第6項～第8項 【略】</p>
II-14	<p>第7節 危険物等災害予防計画 【消防本部、産業課】</p> <p>第1項～第5項 【略】</p>	<p>第7節 危険物等災害予防計画 【消防本部、産業課、<u>住民課</u>】</p> <p>第1項～第5項 【略】</p>

	旧	新
II-17	<u>(新設)</u>	<p><u>第6項 有害物質漏えい等災害予防計画</u></p> <p><u>1 計画方針</u>  <u>災害による有害物質の流出及び石綿の飛散等により、住民の健康被害が生じ、またはそのおそれがある場合の応急対策については、この計画により実施する。対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。</u></p> <p><u>ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）</u></p> <p><u>イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質</u>  <u>なお、事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施し、事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。</u></p> <p><u>2 計画内容</u></p> <p><u>(1) アスベスト（石綿）飛散応急対策</u>  <u>アスベスト飛散応急対策については、「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき行う。</u></p> <p><u>ア 町は、県が著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、作成したアスベスト台帳の情報を共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。</u></p> <p><u>イ 町及び県は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。</u></p> <p><u>ウ 町は、県が石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定め、作成した「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」を基に、連携した体制を構築する。</u></p> <p><u>エ 町及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿防暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。</u></p> <p><u>(2) 有害物質流出防止対策</u>  <u>ア 町は、県が有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、作成した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」を基に、県及び事業者と連携した体制を構築する。</u></p>



	旧	新
		<p><u>イ 町は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し県と情報を共有する。</u></p> <p><u>ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。</u></p> <p><u>エ 町、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。</u></p>
II-30	第8節～第10節 【略】	第8節～第10節 【略】
	第11節 防災救助施設等整備計画 [消防本部、総務課]	第11節 防災救助施設等整備計画 [消防本部、総務課]
	第1項及び第2項 【略】	第1項及び第2項 【略】
II-31	第3項 避難収容体制整備計画	第3項 避難収容体制整備計画
	1 計画方針	1 計画方針
	(1) 避難場所及び避難所の指定	(1) 避難場所及び避難所の指定
	ア 選定基準	ア 選定基準
	①及び② 【略】	①及び② 【略】
II-32	③その他留意すべき事項	③その他留意すべき事項
	(ア)～(ウ) 【略】	(ア)～(ウ) 【略】
	<u>(新設)</u>	<u>(エ) プライバシーの確保及び衛生面の確保に配慮する。</u>
	イ 【略】	イ 【略】
	(2)～(5) 【略】	(2)～(5) 【略】
	第4項及び第5項 【略】	第4項及び第5項 【略】
	第12節 【略】	第12節 【略】
II-35	第13節 防災訓練計画 [消防本部、総務課]	第13節 防災訓練計画 [消防本部、総務課、 <u>建設課</u> ]
	1 【略】	1 【略】
	2 事業計画	2 事業計画
	(1) 総合的防災訓練の実施	(1) 総合的防災訓練の実施
	町及び県等は、関係機関及び町民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。	町及び県等は、関係機関及び町民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、 <u>地震、土砂災害</u> 、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施す
	以下 【略】	以下 【略】

	旧	新																																							
III-1-1	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画																																							
	第1編 風水害編	第1編 風水害編																																							
	第1節 【略】	第1節 【略】																																							
III-1-11	第2節 情報計画〔総務部〕	第2節 情報計画〔総務部〕																																							
	第1項 気象警報等の伝達計画〔総務部〕	第1項 気象警報等の伝達計画〔総務部〕																																							
	1 【略】	1 【略】																																							
	2 計画内容	2 計画内容																																							
	(1) 及び(2) 【略】	(1) 及び(2) 【略】																																							
	(3) 注意報・警報の伝達経路	(3) 注意報・警報・ <u>土砂災害警戒情報</u> の伝達経路																																							
	(4) 及び(5) 【略】	(4) 及び(5) 【略】																																							
III-1-19	第2項 【略】	第2項 【略】																																							
	第3項 災害通信計画〔総務部〕	第3項 災害通信計画〔総務部〕																																							
	1 及び2 【略】	1 及び2 【略】																																							
III-1-20	災害時の通信手段	災害時の通信手段																																							
	1～3 【略】	1～3 【略】																																							
	4 県防災行政無線子電話機・県防災情報システム	4 県防災行政無線子電話機・県防災情報システム																																							
	ア 県防災行政無線子電話機	ア 県防災行政無線子電話機																																							
	当町と和歌山県（県出先機関を含む）並びに県内各市町村等の間には、有線回線と衛星回線を併用した通信ネットワークが構築されており、相互通信が可能となっている。	当町と和歌山県（県出先機関を含む）並びに県内各市町村等の間には、有線回線と衛星回線を併用した通信ネットワークが構築されており、相互通信が可能となっている。																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>ファクシミリ番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td><u>21-3040</u></td> <td><u>31-3048</u></td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td><u>21-3041</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td><u>21-3042</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td><u>21-3043</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td><u>21-3049</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	電話番号	ファクシミリ番号	総務課	<u>21-3040</u>	<u>31-3048</u>	住民課	<u>21-3041</u>	—	建設課	<u>21-3042</u>	—	教育委員会	<u>21-3043</u>	—	消防本部	<u>21-3049</u>	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>ファクシミリ番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td><u>212-400</u></td> <td><u>212-499</u></td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td><u>212-403</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td><u>212-402</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>産業課</td> <td><u>212-404</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td><u>212-405</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td><u>218-400</u></td> <td><u>218-499</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	電話番号	ファクシミリ番号	総務課	<u>212-400</u>	<u>212-499</u>	住民課	<u>212-403</u>	—	建設課	<u>212-402</u>	—	産業課	<u>212-404</u>	—	教育委員会	<u>212-405</u>	—	消防本部	<u>218-400</u>	<u>218-499</u>
設置場所	電話番号	ファクシミリ番号																																							
総務課	<u>21-3040</u>	<u>31-3048</u>																																							
住民課	<u>21-3041</u>	—																																							
建設課	<u>21-3042</u>	—																																							
教育委員会	<u>21-3043</u>	—																																							
消防本部	<u>21-3049</u>	—																																							
設置場所	電話番号	ファクシミリ番号																																							
総務課	<u>212-400</u>	<u>212-499</u>																																							
住民課	<u>212-403</u>	—																																							
建設課	<u>212-402</u>	—																																							
産業課	<u>212-404</u>	—																																							
教育委員会	<u>212-405</u>	—																																							
消防本部	<u>218-400</u>	<u>218-499</u>																																							
	イ 【略】	イ 【略】																																							
	5～7 【略】	5～7 【略】																																							

	旧	新
III-1-29	第4項及び第5項 【略】 第3節及び第4節 【略】 第5節 り災者の救助保護計画 [各部、警察]	第4項及び第5項 【略】 第3節及び第4節 【略】 第5節 り災者の救助保護計画 [各部、警察]
III-1-32	第1項及び第2項 【略】 第3項 避難計画 [総務部、調査部、救護部、建設部] 1 計画方針 災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び避難所の開設並びに収容保護は本計画による <u>ものとする。</u>	第1項及び第2項 【略】 第3項 避難計画 [総務部、調査部、救護部、建設部] 1 計画方針 災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び避難所の開設並びに収容保護は本計画による <u>ものとし、水害及び土砂災害の避難勧告等の判断及び伝達の詳細な基準等については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによるものとする。</u>
III-1-57	2 【略】 第4項～第16項 【略】 第6節 保健衛生計画 [救護部、環境衛生部、建設部]	2 【略】 (2)～(13) 【略】 第4項～第16項 【略】 第6節 保健衛生計画 [救護部、環境衛生部、建設部]
III-1-59	第1項 【略】 第2項 清掃計画 [環境衛生部、産業部、建設部]	第1項 【略】 第2項 清掃計画 [環境衛生部、産業部、建設部]
III-1-60	1 【略】 2 計画内容 (1)及び(2) 【略】 (3) ごみ処理 [環境衛生部] ア 【略】 イ 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が 必要な場合は、和歌山県と <u>一般社団法人和歌山県清掃連 合会および一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会</u> が締結してい る「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」に基づ き、県を通じ <u>同連合会および同協会</u> に協力を要請するものと する。  (4) 【略】 第3項及び第4項 【略】 第7節～第10節 【略】	1 【略】 2 計画内容 (1)及び(2) 【略】 (3) ごみ処理 [環境衛生部] ア 【略】 イ 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が 必要な場合は、和歌山県と <u>一般社団法人和歌山県産業廃 棄物協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法 人和歌山県一般廃棄物協会</u> が締結している「大規模災害時に おける災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を 通じ <u>両協会及び同連合会</u> に協力を要請するものとする。  (4) 【略】 第3項及び第4項 【略】 第7節～第10節 【略】

	旧	新
III-1-71	<p>第11節 危険物等災害応急対策計画 〔消防本部、救護部、警察、各事業者〕 第1項及び第5項 【略】</p>	<p>第11節 危険物等災害応急対策計画 〔消防本部、救護部、<u>環境衛生部</u>、警察、各事業者〕 第1項及び第5項 【略】</p>
III-1-75	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第6項 有害物質漏えい等応急対策計画〔環境衛生部〕</u></p> <p><u>1 計画方針</u></p> <p><u>(1) 有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じる又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画により実施する。</u></p> <p><u>(2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずる恐れのある以下の物質とする。</u></p> <p><u>ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）</u></p> <p><u>イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定されている有害物質</u></p> <p><u>(3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。</u></p> <p><u>(4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。</u></p> <p><u>2 計画内容</u></p> <p><u>(1) 石綿飛散応急対策（上記1－（2）－アの物質）</u>  <u>石綿飛散応急対策については、「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。</u>  <u>ア 町は、県と協力してアスベスト台帳に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。</u>  <u>イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。</u>  <u>ウ 町及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。</u></p> <p><u>(2) 有害物質流出応急対策（上記1－（2）－イの物質）</u>  <u>有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に基づき行うものとする。</u></p>

	旧	新
	<p>以下 【略】</p>	<p><u>ア 町は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。</u></p> <p><u>イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。</u></p> <p><u>ウ 町及び県は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。</u></p> <p><u>エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、町及び県の協力を得て実施する</u></p> <p><u>オ 事業者は、有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、町及び県等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。</u></p> <p>以下 【略】</p>

	旧	新																																								
III-2-1	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2編 震災編</p> <p>第1節 防災組織計画 [総務部、総務部]</p> <p>1 【略】</p> <p>2 計画の内容</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 職員の配置基準</p> <p>地震が発生した場合、町は地震情報及び<u>東海地震に関連する情報</u>などにより、次の配備体制をとる。職員は、地震が発生したら地震情報に注目し、配備基準に基づき所定の場所に参集する。</p> <p>配備基準【地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>震度 (紀美野町)</th> <th>その他</th> <th>災害対策本部 設置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>・震度4の地震が発生したとき</td> <td>①<u>東海地震予知情報[警戒宣言]</u>が発表されたとき ②副町長が必要と認めたとき</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>配備体制 第1号</td> <td></td> <td>・副町長が必要と認めたとき</td> <td>災害対策 連絡室</td> </tr> <tr> <td>配備体制 第2号</td> <td>・震度5弱あるいは5強の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※)</td> <td>①災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合で町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき</td> <td>災害対策 連絡室</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 設置体制</td> <td>・震度6弱以上の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※2)</td> <td>①紀美野町及び周辺市町の震度が不明である場合 ②気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として紀美野町を発表した場合 ③町内で建物や構造物の倒壊が発生した場合</td> <td>災害対策 本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 【略】</p>	種別	震度 (紀美野町)	その他	災害対策本部 設置等	警戒体制	・震度4の地震が発生したとき	① <u>東海地震予知情報[警戒宣言]</u> が発表されたとき ②副町長が必要と認めたとき	—	配備体制 第1号		・副町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室	配備体制 第2号	・震度5弱あるいは5強の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※)	①災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合で町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室	災害対策本部 設置体制	・震度6弱以上の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※2)	①紀美野町及び周辺市町の震度が不明である場合 ②気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として紀美野町を発表した場合 ③町内で建物や構造物の倒壊が発生した場合	災害対策 本部	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2編 震災編</p> <p>第1節 防災組織計画 [総務部、総務部]</p> <p>1 【略】</p> <p>2 計画の内容</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 職員の配置基準</p> <p>地震が発生した場合、町は地震情報及び<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>などにより、次の配備体制をとる。職員は、地震が発生したら地震情報に注目し、配備基準に基づき所定の場所に参集する。</p> <p>配備基準【地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>震度 (紀美野町)</th> <th>その他</th> <th>災害対策本部 設置等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>・震度4の地震が発生したとき</td> <td>①<u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u>が発表されたとき ②副町長が必要と認めたとき</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>配備体制 第1号</td> <td></td> <td>・副町長が必要と認めたとき</td> <td>災害対策 連絡室</td> </tr> <tr> <td>配備体制 第2号</td> <td>・震度5弱あるいは5強の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※)</td> <td>①災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合で町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき</td> <td>災害対策 連絡室</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部 設置体制</td> <td>・震度6弱以上の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※2)</td> <td>①紀美野町及び周辺市町の震度が不明である場合 ②気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として紀美野町を発表した場合 ③町内で建物や構造物の倒壊が発生した場合</td> <td>災害対策 本部</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 【略】</p>	種別	震度 (紀美野町)	その他	災害対策本部 設置等	警戒体制	・震度4の地震が発生したとき	① <u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u> が発表されたとき ②副町長が必要と認めたとき	—	配備体制 第1号		・副町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室	配備体制 第2号	・震度5弱あるいは5強の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※)	①災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合で町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室	災害対策本部 設置体制	・震度6弱以上の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※2)	①紀美野町及び周辺市町の震度が不明である場合 ②気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として紀美野町を発表した場合 ③町内で建物や構造物の倒壊が発生した場合	災害対策 本部
種別	震度 (紀美野町)	その他	災害対策本部 設置等																																							
警戒体制	・震度4の地震が発生したとき	① <u>東海地震予知情報[警戒宣言]</u> が発表されたとき ②副町長が必要と認めたとき	—																																							
配備体制 第1号		・副町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室																																							
配備体制 第2号	・震度5弱あるいは5強の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※)	①災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合で町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室																																							
災害対策本部 設置体制	・震度6弱以上の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※2)	①紀美野町及び周辺市町の震度が不明である場合 ②気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として紀美野町を発表した場合 ③町内で建物や構造物の倒壊が発生した場合	災害対策 本部																																							
種別	震度 (紀美野町)	その他	災害対策本部 設置等																																							
警戒体制	・震度4の地震が発生したとき	① <u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u> が発表されたとき ②副町長が必要と認めたとき	—																																							
配備体制 第1号		・副町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室																																							
配備体制 第2号	・震度5弱あるいは5強の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※)	①災害救助法の適用をしなければならぬような災害が予想される場合で町長が必要と認めたとき ②町長が必要と認めたとき	災害対策 連絡室																																							
災害対策本部 設置体制	・震度6弱以上の地震が発生、又は、発生したおそれがあるとき(※2)	①紀美野町及び周辺市町の震度が不明である場合 ②気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として紀美野町を発表した場合 ③町内で建物や構造物の倒壊が発生した場合	災害対策 本部																																							
III-2-2																																										

	旧	新																																							
III-2-11	第2節 情報計画〔総務部〕	第2節 情報計画〔総務部〕																																							
	第1項及び第2項 【略】	第1項及び第2項 【略】																																							
III-2-17	第3項 災害通信計画〔総務部〕	第3項 災害通信計画〔総務部〕																																							
	1及び2 【略】	1及び2 【略】																																							
III-2-18	災害時の通信手段	災害時の通信手段																																							
	1～3 【略】	1～3 【略】																																							
III-2-19	4 県防災行政無線子電話機・県防災情報システム	4 県防災行政無線子電話機・県防災情報システム																																							
	ア 県防災行政無線子電話機	ア 県防災行政無線子電話機																																							
	当町と和歌山県（県出先機関を含む）並びに県内各市町村等の間には、有線回線と衛星回線を併用した通信ネットワークが構築されており、相互通信が可能となっている。	当町と和歌山県（県出先機関を含む）並びに県内各市町村等の間には、有線回線と衛星回線を併用した通信ネットワークが構築されており、相互通信が可能となっている。																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>ファクシミリ番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td><u>21-3040</u></td> <td><u>31-3048</u></td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td><u>21-3041</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td><u>21-3042</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td><u>21-3043</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td><u>21-3049</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	電話番号	ファクシミリ番号	総務課	<u>21-3040</u>	<u>31-3048</u>	住民課	<u>21-3041</u>	—	建設課	<u>21-3042</u>	—	教育委員会	<u>21-3043</u>	—	消防本部	<u>21-3049</u>	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>電話番号</th> <th>ファクシミリ番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td><u>212-400</u></td> <td><u>212-499</u></td> </tr> <tr> <td>住民課</td> <td><u>212-403</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設課</td> <td><u>212-402</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td><u>産業課</u></td> <td><u>212-404</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td><u>212-405</u></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td><u>218-400</u></td> <td><u>218-499</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	電話番号	ファクシミリ番号	総務課	<u>212-400</u>	<u>212-499</u>	住民課	<u>212-403</u>	—	建設課	<u>212-402</u>	—	<u>産業課</u>	<u>212-404</u>	—	教育委員会	<u>212-405</u>	—	消防本部	<u>218-400</u>	<u>218-499</u>
設置場所	電話番号	ファクシミリ番号																																							
総務課	<u>21-3040</u>	<u>31-3048</u>																																							
住民課	<u>21-3041</u>	—																																							
建設課	<u>21-3042</u>	—																																							
教育委員会	<u>21-3043</u>	—																																							
消防本部	<u>21-3049</u>	—																																							
設置場所	電話番号	ファクシミリ番号																																							
総務課	<u>212-400</u>	<u>212-499</u>																																							
住民課	<u>212-403</u>	—																																							
建設課	<u>212-402</u>	—																																							
<u>産業課</u>	<u>212-404</u>	—																																							
教育委員会	<u>212-405</u>	—																																							
消防本部	<u>218-400</u>	<u>218-499</u>																																							
	イ 【略】	イ 【略】																																							
	5～7 【略】	5～7 【略】																																							
	第4項及び第5項 【略】	第4項及び第5項 【略】																																							
III-2-28	第3節 【略】	第3節 【略】																																							
	第4節 その他の計画〔各部、警察、各事業者〕	第4節 その他の計画〔各部、警察、各事業者〕																																							
	第1項～第4項 【略】	第1項～第4項 【略】																																							
III-2-31	第5項 危険物等災害応急対策計画	第5項 危険物等災害応急対策計画																																							
	〔消防本部、救護部、警察、各事業者〕	〔消防本部、救護部、 <u>環境衛生部</u> 、警察、各事業者〕																																							
	1～5 【略】	1～5 【略】																																							
	<u>(新設)</u>	<u>6 有害物質漏えい等応急対策計画〔環境衛生部〕</u> <u>地震災害が発生した場合の有害物質漏えい等応急措置は、本計画により実施する。</u> <u>なお、有害物質漏えい等応急対策計画の内容等は、第1編第11節第6項「有害物質漏えい等応急対策計画」に定めるものとする。</u>																																							
	以下 【略】	以下 【略】																																							